

江戸時代における仏教倫理としての十善戒について

藤 谷 厚 生

(四天王寺大学)

一 はじめに

「戒律と倫理」というテーマを考える上において、私は近世江戸期の仏教倫理としてみられた十善戒に焦点をあて、江戸期に仏教者によってどのように十善戒が意義づけられ、また仏教倫理として説かれ普及していったのか、その展開をここで考察してみようと思う。

江戸時代は、幕藩体制下において封建的社会制度が確立し、武士が支配者階級として統制した長期政権であったが、その封建的理念の中核となったのが、儒教であり、就中朱子学が主に社会倫理として普及していった時代でもある。従って、近世期の社会倫理の中心は、主に儒教倫理であり、五常や五倫といった社会倫理が社会通念として一般化していたわけである。そのような中、儒教による仏教批判も見られ、仏教自身がこれに應えるべく、大きな変革を迫られた時代でもあった。儒教による仏教批判の論点は、専ら仏教は本来出家主義であるから、家制度を否定するとの非難、また僧侶は出家者と言いつつも、戒律を守らず世事に介入し、出世間道を全うしていないとの二点の批判にあった。それ故、仏教教団側では、これに応酬すべく、戒律遵守すべきとの反省から戒律復興の趨勢が起り、さらに

戒律遵守の仏教者から、当時の社会に適応する仏教的倫理が新たに説かれることとなったのである。⁽¹⁾

そう言った戒律遵守の仏教者としては、江戸初期には鈴木正三（一五七九―一六五五）は曹洞宗の禅僧であるが、一般に仁王禅を提唱したことで知られる。正三の思想は、その著書『万民徳用』『盲安杖』などに見られるが、その基底にある立場は「世法即佛法」ということであり、儒教側の仏教批判に対して、「世間の用に役立ててこそ佛法」という極めて現実的な在家主義的仏教を主張した点に特徴があると言える。しかし、正三が『万民徳用』などで説いた倫理は、一般に職業倫理と言われるものであり、江戸時代に確立した身分制度に適応した、身分階層におけるそれぞれの在家仏教者の在り方を、仏教的倫理・道徳として説いたものであった。正三は、あくまで当時の社会に適応する在家主義仏教を提唱したのであって、特定の戒律を在家者の遵守すべき徳目として説いたわけではなかった。⁽²⁾

これに対して、やがて仏教者の中から、戒律を在家者が遵守すべき倫理徳目として説く者があらわれた。これは、主に当時の戒律復興運動の流れの中で、律僧が仏教者（僧俗共）に対して戒律そのものを倫理・道徳として説き、普及させようという動きである。当時、出家者に対しては、四分律の篇聚戒や梵網菩薩戒が次第に普及し、在家者に対しては、五戒・八斎戒なども説かれ、在家の授戒会や布薩会などが屢々行われたのであるが、中でも十善戒は在家出家共通の戒律として、その遵守が説かれ、いわば仏教倫理として社会に敷衍されていったのである。この十善戒を仏教倫理として重視し、戒律復興運動をさらに推進し、大衆に戒律重視の倫理思想を普及せしめた戒律者（律僧）として、江戸中期には慈雲尊者があげられる。

二 慈雲尊者と十善戒

慈雲尊者（一七一八―一八〇四）は真言律・野中寺派の律僧であり、後に葛城高貴寺を復興し、ここを中心に「正法律」運動を興したことで知られる。尊者の戒律思想は、その著書『十善法語』、さらに『人となる道』などに見られるが、その思想の特徴は、十善戒を遵守することが即仏法であり、それがさらに「人となる道」であるという戒律重視の在家主義的仏教を唱えたことにある。また尊者は、独自の葛城（雲伝）神道を唱え、仏教・儒教・神道の三教一致の立場で、十善戒を解釈しこれを大衆に提唱した点は、極めて重要とも言えよう。⁽³⁾

その著『人となる道』第二篇には

世法ありて仏法を云ふべし。若し世法壊して別に仏法をあらわさば、此仏法幻化空花に属す。……⁽⁴⁾

と述べ、また『人登奈留道随行記』下巻には

菩薩種なる者は、その宿縁おほくは人民の主たり。福智等しく修し、自他ともに利益す。……（中略）……十善は人たる道をあらはす。本末別に開て口業に四戒をたつ……（中略）……十善は仏法の中、人民を救度し、此人をして人たらしむる法なり。世間出世間に通ずるなり。……此十善は世をおさめ民をすく⁽⁵⁾う。

と述べているように、尊者も先の正三と同じく、世法（俗）肯定の在家主義的仏教の立場にあることがわかる。しかも仏教の教えの原点は、おおよそ在俗を問わず十善戒の遵守にあり、それは正に「人を人たらしめる」教えであり、同時に「世をおさめ民を救う」法でもあるという。

尊者の十善戒の思想は、その著『十善法語』（一七七五年刊）から、さらに『人となる道』（人登奈留道）へと、次

第に発展し体系化されていくのであるが、特に『人登奈留道』第三編・神道（一七九二年頃）では、従来の「不殺生」「不偷盗」以下の十不善（止惡）の（戒相）標題に、それぞれ「慈悲」「高行」などといった倫理徳目が補填改訂され、いわば五倫・五常のように、社会倫理としての十善がここに唱道されることとなった。⁽⁶⁾

慈悲（不殺生）、高行（不偷盗）、貞潔（不邪淫）……………身業

正直（不妄語）、尊重（不綺語）、柔語（不惡口）、交友（不兩舌）……………口業

知足（不貪欲）、忍辱（不瞋恚）、正智（不邪見）……………意見

このように、尊者においては十善は「仏」となるための戒律、仏教という単なる一宗教の抑制的な倫理にとどまらず、それは「人たる道」としての倫理へと昇華され、いわば道德通念、社会的倫理としてこれが位置づけられることとなる。つまり、十善遵守が即ち治世済民の枢要であるという尊者の主張から見られるように、当時の為政者が専ら信奉していた儒教倫理とは別に、十善を以て新たな社会倫理をここに構築し、提唱しようと試みたところに、その倫理思想の特徴があると言っても良いであろう。勿論、尊者は当時の儒教倫理を意識し肯定していることは確かであるが、儒教と仏教の一致をはかり、むしろ儒教的解釈によって仏教倫理を一般大衆にまで敷衍しようとしたところに、その独自性がみられるわけでもある。

ところで、こういった尊者が戒律者として、十善戒を仏教倫理として宣揚した契機は、どこにあるのであろうか。

尊者の著『律法中興縁由記』には、

「（明忍）師、此の教にしたがひ、明日遂に高雄を辞し、平野の社に詣し、直に和州にゆき春日社に参籠して、五十ヶの日夜至誠に祈請す。その満ぜる夜、夢か現か一老翁来り告ぐ。戒は是れ十善。神道は是れ句々の教と。

告げをはりて第三殿に入りたまふ。師この相を得て心身適悦未曾有なることを得たり。しかれども、いかんして出家の性を成就すべきと云うにくらし。自ら思惟したまふ。戒はこれ十善とは、十善全ければ七衆の性を成すべきの教ならん。我、十善を破らざれば、かならず大願を成就すべし。……梅尾山に在て、春日住吉の神前に好相を祈請し、自誓受戒したまふ。慶長七年壬寅のとし也。後、法を支那に求るの志を發して、対馬島にゆき、海舶の便りを待給ふ。其の發錫の折、浪華の川口にして、真空阿公に十善を授与し、因に春日の神託護法の綱要をいひのこし給ふ。……」

とある。明忍律師は、近世戒律復興の祖と言すべき律宗（真言律）の律僧であるが、ここでの記述は、明忍律師が春日社参籠において夢で得た「戒は是れ十善。神道は句々の教」という神託により、通受自誓によって比丘と成り得たという由来が述べられている。しかもここでの明忍律師の十善戒護持が、実は近世戒律復興の契機になっており、当時の戒律者における十善戒重視の思想の発端となっていることがここに分かる。明忍律師はこの十善戒を弟子の真空律師に授戒し、この十善戒護持の因縁話を伝えて、対馬に渡航するわけであるが、さらに尊者の著『十善之系統』（慈雲尊者全集・第六卷）などを参考にとすると、実はこの十善戒の伝戒が、

俊正明忍……真空了阿……慈忍慧猛……洪善普撰……忍綱貞紀……慈雲忍瑞
というように、明忍律師から慈雲尊者へと連綿と相承されたことが分かるのである。

しかも『十善法語』第一・不殺生戒に、

「人の人たる道は、此の十善に在るじや。人たる道を全くして、賢聖の地位にも到るべく、高く仏果をも期すべくと云うことじや。……若し、要を取て言はば、世間戒も出世間戒も声聞戒も菩薩戒も、此の十善戒を根本とす

るじや。……此の十善戒は甚深なること、広大なることじや。⁽⁸⁾」

とあるように、先の明忍律師の「戒は是れ十善」という観点と同様に、尊者もまた十善戒を戒律の根本と位置づけているのである。

三 総相戒としての十善戒

ところで、このように十善戒を戒律の根本としての総相戒とみる戒律観は、何も近世真言律においてだけの特有の見方ではない。十善戒（十善道）は、既に初期大乘仏教での菩薩の戒とされ、在家出家に共通の根本の戒と見なされていたものであり、このことは、諸経論に屢々見受けられるわけである。⁽⁹⁾ここで、その数例をあげるならば、『大智度論』（大正二五卷・三九五頁・中段）には

「十善を総相戒と為す。別相に無量の戒あり……十善道を説かば、則ち一切戒を摂す。」

と説かれ、また南山律宗の祖である道宣律師が著した『四分律行事鈔』導俗化方篇第二四（大正四〇卷・一四〇頁・上段）にも

「十善を説いて総戒の相と為すも、別相は無量なり。……弥勒仏の時の如きは、人十善を行ずれば、地に珍宝多きなり。」

とあり、また道宣の著『釈門帰敬儀』下卷（大正四五卷・八六七頁中）にも、十善戒の自誓受戒が説かれるなど、十善を総相戒と見ることは、既に大陸でも古くから見られ、中国の律宗においても伝統的に十善を総相戒として位置づけていることが分かる。

また、真言宗の所依の經典でもある『大日經』卷第六・「受方便学処品」(大正一八卷・三九頁・上段)には

「秘密主、応に菩薩は不奪生命戒を持して、為すべからざる所なり。不与取と及び、欲邪行と虚誑語と麁惡語と両舌語と無義語との戒を持し、貪欲と瞋恚と邪見等、皆作すべからず。……世間の人民及び諸の外道も、また十善業道に於いて、常に願って修行す……」

と説かれ、真言密教においても、十善の遵守が説かれ、さらに真言宗開祖である空海の著した『弘仁遺戒』(弘法大師全集・第二輯・八六一頁)には

「必ず須く顯密の二戒、堅固に受持して、清淨にして犯すこと莫れ。所謂、顯戒とは三帰八戒五戒……。密戒とは、所謂三摩耶戒なり。……是の如きの諸戒は十善を本となす。十善とは、身三語四意三なり。」

とあり、同じく『平城天皇灌頂文』(弘法大師全集・第二輯・一五九頁)にも

「戒に五種あり。人・天・声聞・緣覺・菩薩・三昧耶仏戒なり。十善戒は五種に通ず。」

と述べられている。さらに、日本天台の祖である最澄述とされる『經師觀行』(伝教大師全集・第四卷・一頁)にも

「夫れ、円教の正道を修するに三種の要行有り。一には戒、二には定、三には慧なり。戒に多種ありと雖も、然も十善を最要とす。……」

と述べられている。このように我が国においても、古くから十善を戒律の最も根本的な總相戒と位置づける見方があり、これは伝統的にあつたものと考えられる。先の明忍律師の「戒は是れ十善」という観点も、実はこういった十善戒を總相戒とみる伝統的な戒律觀の上に成り立つものであり、真言律の立場にあつた明忍律師が、十善戒を基底として近世の戒律復興を宣揚したのも、十分に頷けることと思われる。

四 十善戒の普及とその展開

さて、このような戒律の根本としての十善戒が、江戸中期に慈雲尊者によって社会倫理として唱道されるに至った点は、既に述べたわけであるが、ここで主に江戸期に見られる十善戒に関する典籍を例にあげながら、当時の戒律者による十善戒の普及とその解釈の展開を見てみたい。

真政円忍（一六〇九―一六七七）は、明忍律師の高弟・賢俊良永に高野山円通律寺で受具した近世真言律・神鳳寺派の祖とされる律僧である。この真政律師には、寛文八年（一六六八）に出家者の観法修行のために編集発刊された『観行要法集』という書籍がある。その「受持戒品」には

「是の如きの諸戒は、十善を本と爲す。所謂、十善とは、身三・口四・意三也。末を攝じて本に歸すれば、一心を本と爲す。一心の性は佛と異なること無し。我が心・衆生の心・佛心、三つ差別無し。此の心に住すれば、即ち是れ佛道を修するなり。」

と述べられ、十善を諸戒の根本と判じている。また、この真政律師には延宝二年（一六七四）に在家者用に刊行された『修善要法集』という書物がある。実は、この『修善要法集』は在家者のために説かれた受戒の綱要・作法が記された受戒マニュアル本なのである。そこには「十善戒要文」という十善戒の要領が纏められており、その最後に「十善戒自誓受作法」が附されている。当時、神鳳寺一派の律僧を通して、一般大衆に戒律伝道の動きがあり、実際の十善戒の受戒が行われ、普及していたことの証左として、これは重要と言えよう。⁽¹⁰⁾

妙幢淨慧（一六五〇年頃―一七二四）は、近江彦根に生まれ、黄檗宗の宝山和尚に受業、さらに鉄眼和尚に随従した

黄檗宗の僧である。後に寂門律師に依止し毘尼を修学し、また法然院・忍激上人より本願念仏の要義を学んだとされる。特に地藏菩薩を深く信仰し、『地藏利生記』『地藏経和談鈔』などの多数の著籍がある。駿州白岩寺住持を経て、彦根藩主井伊直興の帰依を受け、長寿院などに住した。⁽¹⁾ 妙幢律師には、貞享四年（一六八七）に刊行された『戒法隨身記』三巻がある。これは、上巻が三帰戒、中巻が五戒、下巻が八斎戒と、それぞれ在家者にとっての持戒の功德・効用を綴った、いわば在家戒の唱導本である。また、元禄十二年（一六九九）には『十善戒法論』三巻を刊行している。これは、僧俗共に十善戒を持戒することの効用・功德を多方面から論じた十善戒の唱導本である。特に内容的には、「十善を正法とする経文の事」等では、十善は菩薩戒であると中国で提唱したのは、羅什門下の僧肇法師であるとか、十善こそが即正法であるなどと主張し、「十善戒は大乗の本なる事」では、十善戒が大乗の根本戒であると論じ、また「十善戒自誓受の法の事」では、十善戒の自誓受法を述べるなど、仏教倫理としての十善遵守の重要性、その功德を詳述している。この『十善戒法論』は、妙幢律師の死後も再版（一八〇三年）され市井に出るなど、江戸期には唱導本として普及した経緯がみられる。このように、妙幢律師は、慈雲尊者の十善戒による正法律運動の先駆者として、十善戒の一般普及に業績を残しており、このことは近世戒律研究の上で、極めて重要であると言える。

俊鳳妙瑞（一七一四―一七八七）は、浄土宗西山派の僧であり、浄土僧の円頓戒持律を提唱した。その著『略述大乘戒義』（二七八三年）の「円十善戒」の項の記述には、

「十善戒と言うは、また十根本戒と名づく。……此の十善戒は、是れ菩薩総相の戒波羅蜜なり。五八十戒、十重四十八輕は是れ菩薩別相の戒波羅蜜なり。十善戒を以て、総相戒と為し、諸余の戒を以て、別相戒と為す……」⁽¹²⁾

とあり、やはり十善を総相戒と見なし、戒の根本であると主張している。さらに、敬光顯道（一七四〇―一七九五）

は天台宗寺門派三井寺の僧であるが、近世期の天台宗における円頓戒の正統を提唱し、天台復古を図った学匠として名高い。この敬光律師には、『円戒膚談』（一七八七年頃・版本）、『円戒七筌』（一八二七年刊・敬長）という円戒の大著があるが、その『円戒七筌』の中の「大乘十善戒義」では、十善は一切戒の根本であり、菩薩戒の三聚各々を具す総戒であると判じている。この敬光律師は、慈雲尊者にも師事したことがあり、また俊鳳律師からも達摩大師の一心戒を相承したという経緯があり、極めて親しい関係にあったと言える。管見ではるが、俊鳳、敬光の両律師に見られる十善重視の見解は、おそらくは当時の慈雲尊者の十善戒思想（正法律運動）の影響下にあるものと考えられる。

またこの他、十善戒に関する典籍としては、大同基弁（一七一七―一七九一）の『十善戒勸持記』（一七七七年・写本）があげられる。基弁は、薬師寺の法相宗の僧として知られるが、明忍律師が開創した西明寺一派の律僧・無染妙適の弟子でもある。この『十善戒勸持記』は、十善戒の遵守の重要性を説いたものであるが、これは写本であり当時の十善戒重視の気運に呼応して著されたものと考えられる。また真淳（一七三六―一八〇七）の『下野伝戒記』（一八〇三年刊）がある。真淳は高田派専修寺の学頭でもあった真宗の僧であるが、この『下野伝戒記』の「第六明円教諸戒」に円の十善戒の解説が述べられている。内容的には、前の俊鳳律師の『略述大乘戒義』と同じであり、これを参照したものと思われるが、真宗でも戒律遵守を唱えるものが出たことは、当時の戒律復興運動の中で極めて興味深い。しかも、この『下野伝戒記』の序文を記した義諦律師は、慈雲尊者より具足戒を受けた律僧であり、真淳も少なからず尊者の影響を受けたものと推測できる。

さらに寂室堅光（一七五三―一八三〇）の『十善戒信受の人に示す法語』（一八一四年・写本）がある。この寂室は、近江彦根の清涼寺に住した曹洞宗の僧である。この法語には、

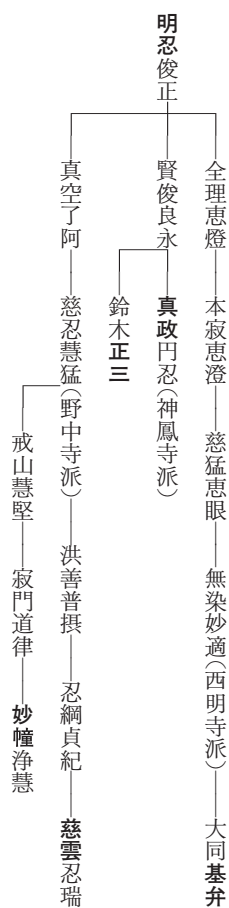
「此の十善戒は、人の人たる道にして、つとめ行う時は日々功德増長して、一切の善根みな此のうちより出生するなり。⁽¹³⁾」

とあり、「人の人たる道」という表現は、言うまでもなく当時の慈雲尊者の影響を受けたものと言えよう。しかし、実は寂室がこの十善戒の法語を行った彦根は、かつて妙幢律師が十善唱導を行った地でもあり、このタイトルに「十善戒信受の人に示す」とあるように、当時は妙幢律師に影響を受けた十善戒信受の大衆が、彦根にはいたことも推測できる。また管見ながら、この法語の内容を見ると、妙幢律師の『十善戒法論』の内容にも些かながらも符合する箇所もあることから、おそらく寂室は『十善戒法論』や『十善法語』に目を通した上で、大衆に対して十善戒の唱導を行っていると思われる。このことは、先の戒律者である妙幢律師や慈雲尊者の十善戒思想が、他宗にまで影響を及ぼした一例を示すものとして重要であると言えよう。またこの他、敬長（一七七九―一八三六）の著した『十善戒助宣抄』（一八三三年・写本）があるが、これは敬光律師の門下である敬長が、天保三年に敬光著の「大乘十善戒義」を講義し、まとめた要録である。

五 おわりに

以上、江戸時代に見られた十善戒の普及とその展開を述べたわけであるが、この十善戒の実際的な伝戒普及、また十善戒遵守の倫理的唱導を行ったのは、専ら当時の戒律者であった。ここで近世の戒脈系譜を見るならば、実はこれらの十善戒の唱導者は、主に明忍律師に端を発する戒律復興運動の流れにある律僧であることが分かる。⁽¹⁴⁾

近世戒脈系譜



このように、江戸期には僧俗共通の仏教倫理としての十善戒の提唱とその普及の大きな動きが見られた。その中でも、特にその前期の『十善戒法論』を著した妙幢律師、後期の『十善法語』さらに『人となる道』を著した慈雲尊者の業績は極めて重大であろう。江戸期はいわば現代と同じく太平の時代である。現代社会における社会倫理と仏教の戒律との関連を検討する上で、当時の仏教倫理としての十善戒を考えることは大いに意義あることと思ひ、ここに述べた次第である。

註

- (1) 拙論「日本近世の仏教倫理と家族像について」（日本仏教学会年報・第六九号所載）を参照。
- (2) 正三については、「鈴木正三と仏教復古運動」（『日本近世の思想と仏教』大桑斉・法蔵館）、「鈴木正三の宗教改革的精神」（『近世日本の批判的精神』中村元・春秋社）、拙論「江戸初期における仏教的商業倫理について」（『仏教と経営倫理Ⅰ』特集号・国際仏教文化研究所）など参照。

- (3) 「慈雲尊者の正法律」常磐大定（『戒律の世界』溪水社・八五三頁）、『慈雲尊者・生涯とその言葉』（木南卓一著・三密堂書店）など参照。
 - (4) 『慈雲尊者法語・人となる道』（木南卓一編・三密堂書店）一七一頁。
 - (5) 同書、一二二頁～一二七頁。
 - (6) 同書、二八三頁以下参照。
 - (7) 『律法中興縁由記』（慈雲尊者全集・第六卷・三四六頁、三四九頁）。
 - (8) 『十善法語』（慈雲尊者全集・第十一卷・三頁）。
 - (9) 「大乘戒と十善道」平川彰（印度学仏教学研究・第八卷二号）、『初期大乘仏教の研究Ⅱ』同氏・四五頁（春秋社）など参照。
 - (10) 拙著「神鳳寺の歴史」（『日本における戒律伝播の研究』元興寺文化財研究所・二〇頁）参照。
 - (11) 「妙幢淨慧——詩のわかれ——」西田耕三（江戸時代文学誌・第八号）参照。
- 妙幢淨慧については、これまで近世文学研究上での西田氏の論放が二、三あるのみであり、仏教研究からはこれまでに全く知られていない。
- (12) 浄土宗全書統 第二卷・九三項。
 - (13) 国文東方仏教叢書・第2輯第2卷・三五五頁。
 - (14) 拙論「近世初期における戒律復興の一潮流」（四天王寺国際仏教大学紀要・人文社会学部・第三七号）等参照。

